

平成 30 年第 1 回

さくら市議会定例会議案書

No.1

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	市 長	No. 1 P 1
2	さくら市桜が咲き誇る ^ま ち ^ち づくり基金条例の制定について	〃	P 7
3	さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	〃	P 9
4	さくら市魅力情報発信施設条例の制定について	〃	P 24
5	さくら市個人情報保護条例の一部改正について	〃	P 29
6	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	P 31
7	さくら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	P 33
8	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃	P 35
9	さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃	P 37
10	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	〃	P 43
11	さくら市有施設整備基金条例の一部改正について	〃	P 44
12	さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について	〃	P 45
13	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	P 46
14	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	〃	P 48
15	さくら市介護保険条例の一部改正について	〃	P 49
16	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	P 51

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	市 長	No. 1 P 59
18	さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃	P 61
19	さくら市都市公園条例の一部改正について	〃	P 63
20	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	〃	P 64
21	平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）	〃	P 67
22	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P 99
23	平成 29 年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P115
24	平成 29 年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	P127
25	平成 29 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P133
26	平成 29 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P145
27	平成 29 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	P155
28	平成 29 年度さくら市水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃	P169
29	平成 30 年度さくら市一般会計予算	〃	No. 2 P 1
30	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	〃	P151
31	平成 30 年度さくら市公共下水道事業特別会計予算	〃	P171
32	平成 30 年度さくら市農業集落排水事業特別会計予算	〃	P197

番号	事 件 名	提案者	ページ
33	平成 30 年度さくら市国民健康保険特別会計予算	市 長	No. 2 P211
34	平成 30 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	〃	P235
35	平成 30 年度さくら市介護保険特別会計予算	〃	P247
36	平成 30 年度さくら市水道事業会計予算	〃	P279
37	市道路線の認定について	〃	P317
38	さくら市教育委員会委員の任命同意について	〃	P318
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P319
報告 2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P321
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P323

議案第1号

さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務の

いずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（職員の任期を定めた採用の公正の確保）

第5条 任命権者は、第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

（任期の特例）

第6条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる業務が3年を超えることが明らかな場合

(2) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(任期の更新)

第7条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条各号に該当する場合にあつては、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例)

第8条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、特定任期付職員給料表(別表第1)を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて市規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により特定任期付職員給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その者の給料月額を決定することができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、市規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この条及び第11条第1項において「任期付職員」という。)には、任期付職員給料表(別表第2)を適用する。

2 任期付職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に応じて任期付職員級別職務分類表（別表第3）に従い決定する。

3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（第11条第2項及び第3項において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、任期付職員給料表に掲げる給料月額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給与条例の適用除外等）

第10条 さくら市職員の給与に関する条例（平成17年さくら市条例第50号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条から第4条まで、第7条から第9条まで、第9条の2及び第17条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第 号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

第11条 給与条例第3条から第4条までの規定は、任期付職員には、適用しない。

2 給与条例第8条、第9条、第9条の2及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（委任）

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	373,000 円
2	421,000 円
3	471,000 円
4	532,000 円
5	607,000 円

別表第 2（第 9 条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	142,600 円	192,700 円	228,900 円	262,000 円

別表第 3（第 9 条関係）

任期付職員級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	主事又は技師の職務に相当する職務
2 級	困難な業務を分掌する主事又は技師の職務に相当する職務
3 級	主任の職務に相当する職務
4 級	主査の職務に相当する職務

議案第2号

さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例の制定について

さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金条例

(設置)

第1条 本市の市名にふさわしい、桜に彩られた景観の創出等、市民が桜を誇ることができるまちづくりの施策（以下「桜が咲き誇る小都市づくり」という。）に要する経費の財源を確保するため、さくら市桜が咲き誇る小都市づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第2条 基金には、次に掲げるものを積み立てるものとする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算をもって定める額
- (2) 桜が咲き誇る小都市づくりに係る事業への充当を指定する寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に

代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 桜が咲き誇る小都市^ま^ちづくりに係る事業の財源に充てるとき。
- (2) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

(目的外の取崩し)

第7条 前条に掲げるもののほか、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項に規定する保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 人員に関する基準(第 5 条・第 6 条)

第 3 章 運営に関する基準(第 7 条—第 32 条)

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第 33 条)

第 5 章 雑則(第 34 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号(法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)並びに第 81 条第 1 項及び第 2

項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス等の事業を行う者(以下「指定居宅サービス等事業者」という。)に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければ

ればならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

(管理者)

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。

- 3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者が、その管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 3 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 21 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合は、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めると

ころにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に当該指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

(要介護認定の申請に係る協力)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際に利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第 15 条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明すること。

- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供すること。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅

サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を当該利用者及び当該担当者に交付すること。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第14号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第25条第1項の訪問介護計画をいう。)その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握(当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス等事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス等事業者から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。
- (15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該利用者及

- びその家族、指定居宅サービス等事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによること。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。
- ア 利用者が要介護更新認定を受けた場合
- イ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の規定による居宅サービス計画の変更について準用すること。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設、病院、診療所等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようにすること。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由を当該居宅サービス計画に記載すること。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合は、当該利用者にその趣旨(同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。
- (28) 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合は、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託

を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 48 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する会議から同条第 2 項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市(法第 41 条第 10 項の規定により同条第 9 項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託している場合にあっては、当該連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(同条第 6 項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市(当該事務を連合会に委託している場合にあっては、当該連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第 18 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第 19 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
(2) 偽りその他不正な行為により保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第 20 条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 22 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第 23 条 指定居宅介護支援事業所に、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(健康管理)

第 24 条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者の

清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 26 条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 27 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅サービス等事業者からの利益収受の禁止等)

第 28 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して指定居宅サービス等事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定居宅サービス等事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 29 条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(以下「指定居宅介護支援等」という。)に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に関し、法第 23 条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る苦情の連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、その提供した指定居宅介護支援に関して連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 30 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、第 1 項に規定する場合であって、当該利用者の損害を賠償すべきときは、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間(第 4 号及び第 5 号に掲げる記録にあっては、2 年間)保存しなければならない。

(1) 第 16 条第 13 号の規定による指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア 居宅サービス計画

イ アセスメントの結果の記録

ウ 第 16 条第 9 号の規定によるサービス担当者会議の開催等の記録

エ モニタリングの結果の記録

(3) 第 19 条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第 33 条 第 3 条、第 2 章及び前章(第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援(法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の施行の日（平成 30 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 16 条第 20 号の規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 33 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 6 条第 1 項の管理者とすることができる。

議案第4号

さくら市魅力情報発信施設条例の制定について

さくら市魅力情報発信施設条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市魅力情報発信施設条例

(設置)

第1条 市の魅力ある情報を市内外に発信することにより、移住・定住人口、観光誘客数等の増加を図るとともに、市の産業振興及び地域活性化に資するため、さくら市魅力情報発信施設(以下「魅力発信施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 魅力発信施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
さくら市駅前展示館	さくら市氏家 2337 番地 7
さくら市駅前情報館	さくら市氏家 1857 番地 5

(事業)

第3条 魅力発信施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市内企業の雇用情報の発信に関する事業
- (2) 市の移住・定住情報の発信に関する事業
- (3) 市の観光情報等の発信に関する事業

- (4) 市の特産品等の販売に関する事業
- (5) 前各号に規定する事業のほか、市長が必要と認める事業
(職員)

第4条 市長は、魅力発信施設に職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、魅力発信施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手続については、さくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年さくら市条例第181号)及びさくら市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年さくら市規則第158号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務
- (2) 魅力発信施設の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の使用の許可及び制限に関する業務
- (4) 前3号に規定する業務のほか、市長が必要と認める業務

2 第4条、第7条、第8条、第10条、第11条第1項、第14条及び第15条の規定は、前条第1項の規定による指定管理者の指定をした場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(使用の許可)

第7条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、前条第1項に規定する使用の許可を求める者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の使用を許可しない。

- (1) その使用が魅力発信施設の設置の目的に反する場合
- (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(3) その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合

(4) 前3号に規定する場合のほか、施設等の管理上支障がある場合
(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
(特別の設備の制限)

第10条 使用者は、施設等を使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は施設等の管理上特に必要がある場合は、当該許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けた場合

(3) 次条に規定する使用料を納期限までに納付しない場合

(4) 第7条第2項に規定する条件又は関係職員の指示に従わない場合

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に規定する使用料を納付しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する使用料の額の範囲内で利用料金を定め、これを自己の収入とすることができる。

(利用料金の承認)

第13条 指定管理者は、利用料金を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認を受けたときは、速やかに当該利用料金を公表しなければならない。この場合において、第11条第1項、第12条第1項、第14条及び第15条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第14条 市長は、次に掲げる場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場合

- (2) 公共性又は公益性があると市長が認める団体が使用する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、市長が特に必要と認めた場合
(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消した場合
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができない場合
(原状回復の義務)

第16条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 前項の規定は、第11条第1項に規定する使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

3 使用者が前2項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。
(損害賠償の義務)

第17条 使用者又は魅力発信施設の入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第12条関係)

施設名称	区分	使用料の額
さくら市駅前情報館	多目的室	9時～13時 1,000円
		13時～17時 2,000円
		17時～22時 2,000円

--	--	--

備考 使用者が市外に住所を有する者である場合は、当該使用者が納付する使用料の額は、この表に規定する使用料の額に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。

議案第 5 号

さくら市個人情報保護条例の一部改正について

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さくら市個人情報保護条例（平成 17 年さくら市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条第 7 号中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 6 条第 2 項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第 7 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 15 条第 3 号中「開示請求者」の次に「(第 13 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。)」を、「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後のさくら市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する実施機関が行う同条第 3 号に規定する個人情報を取り扱う事務であって、当該個人情報に同条第 5 号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 30 年さくら市条例第 号)の施行後遅滞なく」とする。

議案第 6 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 152.5」を「100 分の 155」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第7号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年さくら市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会の項中「国民健康保険運営協議会」を「さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に、

「

スクールソーシャル ワーカー	月額 205,800 円
-------------------	--------------

」を

「

スクールソーシャル ワーカー	月額 205,800 円
-------------------	--------------

臨床心理士	月額 232,500円
-------	-------------

」に、

「

常任少年指導員	月額 125,000円
社会教育指導員	月額 125,000円

」を

「

常任少年指導員	月額 170,000円
社会教育指導員	月額 170,000円

」に改め

る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 8 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 172.5」に改める。

第 2 条 さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 152.5」を「100 分の 155」に、「100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後のさくら市長等の給与及び旅費に関する条

例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前のさくら市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 号

さくら市職員の給与に関する条例の一部改正について

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市職員の給与に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115)」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 50)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 45（特定幹部職員にあっては、100 分の 55)」を加える。

附則第 16 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 1.05)」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 0.95（特定幹部職員にあっては、100 分の 1.15)」を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6 月に支給するときは」に改め、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給するときは 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115)」

を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
再任職員以外の職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		

	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
	94		294,400	342,200				
	95		294,800	342,700				
	96		295,200	343,100				
	97		295,400	343,200				
	98		295,700	343,700				
	99		296,100	344,100				
	100		296,500	344,400				
	101		296,700	344,700				
	102		297,000	345,100				
	103		297,400	345,500				
	104		297,700	345,900				
	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

第2条 さくら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「及び附則第11項第2号」を削り、「及び第17条の3」を「及び第17条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては、100分の122.5」を「には100分の122.5」に、「においては」を「には」に、「第17条の4及び附則第16項」を「第17条の4第2項」に改め、同条第4項中「。附則第11項第2号において同じ。」を削る。

第17条の4第1項中「及び附則第11項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第11項第3号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」を「100分の110」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50)、12月に支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)」を「100分の52.5」に改める。

附則第11項から第16項までを削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさくら市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさくら市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年さくら市条例第10号。以下この項において「平成28年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成28年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第10号

さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2中「第7条の3」を「第7条の2」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とする。

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 11 号

さくら市有施設整備基金条例の一部改正について

さくら市有施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市有施設整備基金条例の一部を改正する条例

さくら市有施設整備基金条例（平成 17 年さくら市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市公共施設等整備基金条例

第 1 条中「庁舎等の市有施設」を「公共施設等」に、「さくら市有施設整備基金」を「さくら市公共施設等整備基金」に改める。

第 6 条第 1 号中「市有施設」を「公共施設等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する
条例

さくら市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年さくら市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「保険給付又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する拠出金」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金」に、「当該」を「、当該」に、「保健施設」を「保健事業」に改める。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第13号

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さくら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さくら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者附則第3条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第14号

さくら市国民健康保険条例の一部改正について

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険条例（平成17年さくら市条例第121号）の一部を次のように改正する。

目次中「さくら市が行う国民健康保険」を「さくら市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 さくら市が行う国民健康保険」を「第1章 さくら市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「さくら市国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第15号

さくら市介護保険条例の一部改正について

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例

さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「27,700円」を「31,600円」に改め、同項第2号及び第3号中「41,600円」を「47,400円」に改め、同項第4号中「49,900円」を「56,900円」に改め、同項第5号中「55,500円」を「63,300円」に改め、同項第6号中「66,600円」を「75,900円」に改め、同項第7号中「72,100円」を「82,200円」に改め、同項第8号中「83,200円」を「94,900円」に改め、同項第9号中「94,300円」を「107,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「25,000円」を「28,500円」に改める。

第6条第1項中「第1号被保険者資格」を「第1号被保険者の資格」に改める。

第11条第1項中「認められ」を「認め」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、又は免除する必要があると認める事由があること。

第15条中「法第31条第1項後段」の次に「、法第33条の3第1項後段」を加え、「より被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し」を「よる提出の求めに応じない者は、」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のさくら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成 24 年さくら市条例第 22 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 6 条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が
必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改
め、同条第 5 項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後 6 時から午前 8
時までの間において」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 6 条第 7 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間は、当該」を「当該」
に改め、同条第 8 項中「、午後 6 時から午前 8 時までの間は」を削り、
同条第 12 項中「第 191 条第 10 項」を「第 191 条第 14 項」に改める。

第 32 条第 3 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる」を削る。

第 39 条第 1 項中「3 月」を「6 月」に改め、同条第 4 項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第 47 条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上)」に改める。

第 59 条の 9 第 6 号中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 59 条の 25 中「9 人」を「18 人」とする。

第 59 条の 27 第 1 項中「運営規程」を「重要事項に関する規定」に改める。

第 59 条の 38 中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」を「「運営規程」とあるのは「第 59 条の 34 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」」に改める。

第 61 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 65 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)」を、「3 人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数」を加え、同条第 2 項中「第 82 条第 7 項」の次に「及び第 191 条第 8 項」を加える。

第 82 条第 1 項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第 191 条第 8 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第 7 項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第 83 条第 3 項、第 84 条、第 103 条第 3 項、第 111 条第 2 項及び第 112 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 117 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従事者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第151条第3項中「この条において同じ。)及び」を「この項において同じ。)に」に、「。)を併設する場合」を「。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を加え、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「作業療

法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第 153 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 157 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 165 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 165 条の 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 151 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第 168 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第 182 条第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 186 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 191 条第 1 項中「(本体事業所)」を「(第 82 条第 7 項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 44 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。))の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 82 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「(本体事業所)」を「(第 82 条第 7 項に規定する本体事業所)」に改め、「の登録者」の次に「の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本来事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者」を加え、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第 191 条中第 10 項を第 14 項とし、第 9 項を第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 第 11 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を終了している者(第 199 条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第 191 条中第 8 項を第 11 項とし、第 7 項の次に次の 3 項を加える。

8 第 1 項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居

宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「老人介護保険施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第193条中「老人介護保険施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多

機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条中「の活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2項を加える。

6 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行つて指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域

密着型特定施設の実情に応じた適当数

- 7 第 132 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年さくら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

第 5 条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年さくら市条例第22号)第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項及び第73条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 18 号

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年さくら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中

第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 33 条第 9 号中「のために介護予防サービス計画」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(14)の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第 33 条第 21 号中「以下」を「次号及び第 22 号において」に改め、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(21)の 2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

さくら市都市公園条例の一部改正について

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市都市公園条例の一部を改正する条例

さくら市都市公園条例（平成 17 年さくら市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

さくら市営住宅管理条例の一部改正について

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例

さくら市営住宅管理条例（平成 17 年さくら市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 15 条第 1 項中「ない場合」の次に「(次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。)」を加える。

第 16 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 16 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「基づき」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第 9 条に規定する方法により)」を加える。

第 32 条第 2 項中「第 2 項」の次に「(第 16 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項)」を加

える。

第 40 条及び第 41 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 54 条第 2 項中「同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 54 条第 1 項」と」を「同条第 1 項ただし書中「第 37 条第 1 項」とあるのは、「第 55 条において準用する第 37 条第 1 項」と」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさくら市営住宅管理条例第 15 条第 1 項、第 16 条（同条例第 54 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 32 条第 2 項の規定は、平成 30 年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

議案第 21 号

平成 29 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 4 号)

平成 29 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,211 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 175 億 1,791 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加、変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		30,000	6,179	36,179
	1 地方特例交付金	30,000	6,179	36,179
10 地方交付税		2,338,512	116,507	2,455,019
	1 地方交付税	2,338,512	116,507	2,455,019
14 国庫支出金		2,034,400	19,951	2,054,351
	1 国庫負担金	1,773,265	1,341	1,771,924
	2 国庫補助金	250,530	21,292	271,822
15 県支出金		1,522,089	19,331	1,502,758
	1 県負担金	715,393	4,713	710,680
	2 県補助金	702,175	14,618	687,557
16 財産収入		47,359	7,866	55,225
	1 財産運用収入	37,033	7,866	44,899
18 繰入金		1,042,469	1,009,007	33,462
	1 特別会計繰入金	2	29,352	29,354
	2 基金繰入金	1,042,467	1,038,359	4,108
19 繰越金		418,348	1,032,180	1,450,528
	1 繰越金	418,348	1,032,180	1,450,528
20 諸収入		816,931	9,672	826,603
	4 雑入	110,075	9,672	119,747
21 市債		1,247,400	121,900	1,125,500
	1 市債	1,247,400	121,900	1,125,500
歳入	合計	17,475,798	42,117	17,517,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		180,320	283	180,603
	1 議 会 費	180,320	283	180,603
2 総 務 費		1,757,530	172,225	1,929,755
	1 総 務 管 理 費	1,287,689	169,951	1,457,640
	2 徴 税 費	238,584	1,122	239,706
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	163,201	984	164,185
	6 監 査 委 員 費	26,078	168	26,246
3 民 生 費		5,913,300	1,457	5,911,843
	1 社 会 福 祉 費	2,415,845	20,950	2,394,895
	2 児 童 福 祉 費	2,921,541	19,493	2,941,034
4 衛 生 費		1,284,843	100,397	1,385,240
	1 保 健 衛 生 費	663,414	16,507	646,907
	2 清 掃 費	621,429	116,904	738,333
6 農 林 水 産 業 費		905,259	1,868	903,391
	1 農 業 費	896,755	1,868	894,887
7 商 工 費		1,027,161	2,290	1,024,871
	1 商 工 費	1,027,161	2,290	1,024,871
8 土 木 費		1,853,180	139,326	1,713,854
	1 土 木 管 理 費	120,923	653	121,576
	2 道 路 橋 梁 費	713,902	5,100	708,802
	3 都 市 計 画 費	956,625	135,023	821,602
	4 住 宅 費	61,730	144	61,874
10 教 育 費		1,956,177	25,847	1,930,330
	1 教 育 総 務 費	465,950	1,296	467,246
	2 小 学 校 費	297,983	6,218	291,765
	3 中 学 校 費	149,066	37	149,103

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	470,555	3,646	466,909
	6 保 健 体 育 費	439,224	17,316	421,908
12 公 債 費		1,794,378	60,000	1,734,378
	1 公 債 費	1,794,378	60,000	1,734,378
歳 出	合 計	17,475,798	42,117	17,517,915

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	シティプロモーション事業	1,000
2 総務費	1 総務管理費	瀧澤家住宅拠点整備事業	139,396
3 民生費	1 社会福祉費	介護基盤緊急整備特別対策事業費	30,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	8,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	3,500
8 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	25,700
8 土木費	2 道路橋梁費	市道K1010号線他2路線道路改良事業	104,914
8 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	1,690
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持事業	13,500
8 土木費	3 都市計画費	桜づつみ維持管理事業	2,500
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	30,504

第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
瀧澤家住宅拠点整備事業費	69,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる資金について、 利率の見直しを行った 後においては当該見直 し後の利率とする。）	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合にはその債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を延長し、短縮 し、若しくは繰上償還、又は 借換えすることができる。

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業出資債	千円 73,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直 し後の利率 とする。)	政府資金につい ては、その融 資条件によ り、銀行その 他の場合に はその債権 者と協定す るものによ る。ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 延長し、短 縮し、若し くは繰上償 還、又は借 換えするこ とができる。	千円 96,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市道整備事業費	311,200	同上	同上	同上	148,400	同上	同上	同上
公営住宅除却費	15,700	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
喜連川図書館空調設備更新事業費	36,400	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上

平成29年度さくら市一般会計補正予算（第4号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	30,000	6,179	36,179
10 地方交付税	2,338,512	116,507	2,455,019
14 国庫支出金	2,034,400	19,951	2,054,351
15 県支出金	1,522,089	19,331	1,502,758
16 財産収入	47,359	7,866	55,225
18 繰入金	1,042,469	1,009,007	33,462
19 繰越金	418,348	1,032,180	1,450,528
20 諸収入	816,931	9,672	826,603
21 市債	1,247,400	121,900	1,125,500
歳入合計	17,475,798	42,117	17,517,915

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	180,320	283	180,603				283	
2 総務費	1,757,530	172,225	1,929,755	63,379	69,100	14,034	53,780	
3 民生費	5,913,300	1,457	5,911,843	11,454			9,997	
4 衛生費	1,284,843	100,397	1,385,240	10,030	23,900		86,527	
6 農林水産業費	905,259	1,868	903,391			7,500	5,632	
7 商工費	1,027,161	2,290	1,024,871			37,100	34,810	
8 土木費	1,853,180	139,326	1,713,854	41,275	178,500	21,000	101,449	
10 教育費	1,956,177	25,847	1,930,330		36,400	25,900	36,453	
12 公債費	1,794,378	60,000	1,734,378				60,000	
歳出合計	17,475,798	42,117	17,517,915	620	121,900	105,534	268,931	

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	30,000	6,179	36,179	1 地方特例交付金	6,179	地方特例交付金 6,179
計	30,000	6,179	36,179			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,338,512	116,507	2,455,019	1 地方交付税	116,507	震災復興特別交付税 116,507
計	2,338,512	116,507	2,455,019			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,773,265	1,341	1,771,924	4 保険基盤安定負担金	1,341	保険基盤安定負担金(支援分)(1/2) 1,341
計	1,773,265	1,341	1,771,924			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	13,049	66,507	79,556	1 総務費補助金	66,507	地方創生推進交付金 3,191
						地方創生拠点整備交付金 69,698
3 衛生費国庫補助金	14,907	3,940	10,967	1 保健衛生費補助金	3,940	合併処理浄化槽設置整備費(1/3) 3,940
5 土木費国庫補助金	131,262	41,275	89,987	1 土木費補助金	22,275	地方道路整備事業(社会資本整備) 22,275
				2 都市整備費補助金	19,000	公園施設長寿命化対策支援事業(防災・安全交付金事業) 19,000
計	250,530	21,292	271,822			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	672,736	4,713	668,023	5 保険基盤安定負担金	4,713	保険基盤安定負担金(軽減分)(3/4) 4,043 保険基盤安定負担金(支援分)(1/4) 670
-----------	---------	-------	---------	-------------	-------	--

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

計	715,393	4,713	710,680			
---	---------	-------	---------	--	--	--

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	5,872	3,128	2,744	1 総務管理費補助金	3,128	「小さな拠点」づくり支援事業補助金	3,128
2 民生費県補助金	236,621	5,400	231,221	3 老人福祉費補助金	5,400	開設準備費助成特別対策事業費	5,400
3 衛生費県補助金	12,345	6,090	6,255	1 保健衛生費補助金	6,090	合併処理浄化槽設置整備費(1/3×0.9)	6,090
計	702,175	14,618	687,557				

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

3 債券等運用益	0	7,866	7,866	1 債券等売却益	7,866	債券等売却益	7,866
計	37,033	7,866	44,899				

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 介護保険特別会計繰入金	1	24,588	24,589	1 介護保険特別会計繰入金	24,588	介護保険特別会計繰入金	24,588
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	4,764	4,765	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	4,764	後期高齢者医療特別会計繰入金	4,764
計	2	29,352	29,354				

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	424,959	424,959	0	1 財政調整基金繰入金	424,959	財政調整基金繰入金	424,959
2 減債基金繰入金	500,000	500,000	0	1 減債基金繰入金	500,000	減債基金繰入金	500,000
3 市有施設整備基金繰入金	113,400	113,400	0	1 市有施設整備基金繰入金	113,400	市有施設整備基金繰入金	113,400

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,042,467	1,038,359	4,108			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	418,348	1,032,180	1,450,528	1 繰越金	1,032,180	前年度繰越金	1,032,180
計	418,348	1,032,180	1,450,528				

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

3 雑入	110,064	9,672	119,736	9 過年度収入	9,672	子どものための教育・保育給付費国庫負担金(過年度分)	6,448
						子どものための教育・保育給付費県費負担金(過年度分)	3,224
計	110,075	9,672	119,747				

(款) 21 市債

(項) 1 市債

1 総務債	600,000	69,100	669,100	21 瀧澤家住宅拠点整備事業債	69,100	瀧澤家住宅拠点整備事業費	69,100
2 衛生債	73,000	23,900	96,900	1 水道事業出資債	23,900	水道事業出資債	23,900
3 土木債	351,700	178,500	173,200	1 市道整備事業債	162,800	市道整備事業費	162,800
				3 公営住宅除却債	15,700	公営住宅除却費	15,700
5 教育債	149,200	36,400	112,800	3 喜連川図書館空調設備更新事業債	36,400	喜連川図書館空調設備更新事業費	36,400
計	1,247,400	121,900	1,125,500				

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1議会費	180,320	283	180,603				283	2給 料	24	職員人件費	283
								3職員手当等	217	職員給	24
								4共 済 費	42	期末手当	6
										勤勉手当	211
										職員共済組合負担金	42
計	180,320	283	180,603				283				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1一般管理費	604,695	900	605,595				900	2給 料	117	特別職人件費	79
										期末手当	66
								3職員手当等	581	職員共済組合負担金	13
								4共 済 費	111	職員人件費	2,030
								13委 託 料	1,209	職員給	117
								19負担金、補助及び交付金	1,300	期末手当	27
										勤勉手当	488
										職員共済組合負担金	98
										負担金	1,300
										行政評価事業	1,209
										業務委託料	1,209
3財政管理費	74,982	529	75,511				529	2給 料	87	職員人件費	529
										職員給	87
								3職員手当等	371	期末手当	20
								4共 済 費	71	勤勉手当	351
										職員共済組合負担金	71
4会計管理費	38,686	272	38,958				272	2給 料	38	職員人件費	272
										職員給	38
								3職員手当等	196	期末手当	8
								4共 済 費	38	勤勉手当	188
										職員共済組合負担金	38

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

5財産管理費	153,878	1,800	152,078			21,900	20,100	11需用費	1,800	卵の里庁舎維持管理事業 光熱水費	1,800 1,800
7企画費	136,329	3,893	140,222				3,893	2給料	116	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 生活路線バス補助事業 補助金	694 116 26 460 92 3,199 3,199
								3職員手当等	486		
								4共済費	92		
								19負担金、補助 及び交付金	3,199		
8基金費	2,267	51,338	53,605			7,866	43,472	25積立金	51,338	基金積立事業 基金積立金	51,338 51,338
9情報処理費	155,689	7,296	148,393				7,296	12役務費	1,296	庁内業務情報システム管理事業 通信運搬費 使用料	7,296 1,296 6,000
								14使用料及び 賃借料	6,000		
13地方創生 推進費	33,193	122,115	155,308	63,379	69,100		10,364	1報酬	3,320	地域の資源・課題の把握・分析 事業 報償金 通信運搬費 業務委託料 地域おこし協力隊員募集事業 普通旅費 消耗品費 印刷製本費 業務委託料 地域おこし協力隊活動事業 その他非常勤職員報酬 普通旅費 消耗品費 燃料費 賃借料	6,327 80 565 5,682 1,589 94 35 50 1,410 6,183 3,320 409 397 192 1,815
								8報償費	80		
								9旅費	503		
								11需用費	326		
								12役務費	565		
								13委託料	1,908		
								14使用料及び 賃借料	1,815		
								15工事請負費	129,396		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							19 負担金、補助及び交付金	3,232	負担金 50 企業振興協議会 3,182 補助金 3,182 瀧澤家住宅拠点整備事業 139,396 印刷製本費 1,000 業務委託料 9,000 工事請負費 129,396	
計	1,287,689	169,951	1,457,640	63,379	69,100	14,034	51,506			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	156,879	1,122	158,001				1,122	2 給料 197 3 職員手当等 777 4 共済費 148	職員人件費 1,122 職員給 197 期末手当 44 勤勉手当 733 職員共済組合負担金 148
計	238,584	1,122	239,706				1,122		

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	163,201	984	164,185				984	2 給料 146 3 職員手当等 704 4 共済費 134	職員人件費 482 職員給 83 期末手当 19 勤勉手当 316 職員共済組合負担金 64 職員人件費 502 職員給 63 期末手当 14 勤勉手当 355 職員共済組合負担金 70
-------------	---------	-----	---------	--	--	--	-----	--------------------------------------	--

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

計	163,201	984	164,185				984			
---	---------	-----	---------	--	--	--	-----	--	--	--

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監査委員費	26,078	168	26,246				168	2 給料	20	職員人件費	168
								3 職員手当等	124	職員給 期末手当	20 5
								4 共済費	24	勤勉手当 職員共済組合負担金	119 24
計	26,078	168	26,246				168				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,439,839	16,874	1,422,965				16,874	2 給料	95	職員人件費	578
								3 職員手当等	406	職員給 期末手当	95 22
								4 共済費	77	勤勉手当 職員共済組合負担金	384 77
								19 負担金、補助 及び交付金	17,452	後期高齢者医療費 負担金	17,452 17,452
2 国民健康 保険費	304,061	8,455	295,606	6,054			2,401	2 給料	57	職員人件費	280
								3 職員手当等	187	職員給 期末手当	57 13
								4 共済費	36	勤勉手当 職員共済組合負担金	174 36
								28 繰出金	8,735	国民健康保険特別会計繰出金 他会計繰出金	8,735 8,735
3 国民年金 費	20,021	120	20,141				120	2 給料	10	職員人件費	120
								3 職員手当等	92	職員給 期末手当	10 3
								4 共済費	18	勤勉手当 職員共済組合負担金	89 18

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4老人福祉費	192,143	5,252	186,891	5,400			148	2給料 3職員手当等 4共済費 19負担金、補助及び交付金	28 101 19 5,400	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 介護基盤緊急整備特別対策事業費 交付金	148 28 7 94 19 5,400 5,400
5介護保険費	434,009	9,511	443,520				9,511	28繰出金	9,511	介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	9,511 9,511
計	2,415,845	20,950	2,394,895	11,454			9,496				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	1,102,850	17,817	1,120,667				17,817	2給料 3職員手当等 4共済費 13委託料 23償還金、利子及び割引料	82 378 72 7,840 9,445	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 放課後児童健全育成事業 業務委託料 児童館管理運営事業 業務委託料 子ども子育て支援推進事業 償還金	532 82 19 359 72 5,420 5,420 2,420 2,420 9,445 9,445
3保育園費	539,461	1,676	541,137				1,676	2給料 3職員手当等 4共済費	257 1,193 226	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	1,676 257 57 1,136 226

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

計	2,921,541	19,493	2,941,034				19,493			
---	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------	--	--	--

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	341,622	577	342,199		23,900		23,323	2給料	71	職員人件費	577
								3職員手当等	425	職員給	71
								4共済費	81	期末手当	16
										勤勉手当	409
										職員共済組合負担金	81
5環境衛生 費	74,879	17,126	57,753	10,030			7,096	19負担金、補助 及び交付金	17,126	合併処理浄化槽設置整備事業 補助金	17,126
6環境衛生 総務費	4,244	42	4,286				42	2給料	12	職員人件費	42
								3職員手当等	25	職員給	12
								4共済費	5	期末手当	3
										勤勉手当	22
										職員共済組合負担金	5
計	663,414	16,507	646,907	10,030	23,900		30,377				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

1清掃総務 費	621,429	116,904	738,333				116,904	2給料	48	職員人件費	397
								3職員手当等	293	職員給	48
								4共済費	56	期末手当	11
										勤勉手当	282
										職員共済組合負担金	56
								19負担金、補助 及び交付金	116,507	清掃費各種負担金	116,507
										負担金	116,507
計	621,429	116,904	738,333				116,904				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1農業委員	80,054	283	80,337				283	2給料	39	職員人件費	283
-------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	-----	----	-------	-----

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
会費								3職員手当等	205	職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	39 9 196 39
2農業総務費	98,262	774	99,036				774	2給料	129	職員人件費	774
								3職員手当等	542	職員給 期末手当 勤勉手当	129 28 514
								4共済費	103	職員共済組合負担金	103
5農地費	189,757	2,925	186,832				2,925	28繰出金	2,925	農業集落排水事業特別会計繰出金 他会計繰出金	2,925 2,925
7農業構造改善費	82,991	0	82,991			7,500	7,500			(財源更正)	
計	896,755	1,868	894,887			7,500	5,632				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1商工総務費	71,088	140	70,948				140	2給料	80	職員人件費	460
								3職員手当等	319	職員給 期末手当 勤勉手当	80 17 302
								4共済費	61	職員共済組合負担金	61
								9旅費	600	企業誘致推進事業 普通旅費	600 600
2商工振興費	700,968	2,150	698,818				2,150	13委託料	2,150	喜連川地区観光商業施設利用促進事業 業務委託料	2,150 2,150

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

5喜連川地区施設管理費	101,611	0	101,611			37,100	37,100			(財源更正)
計	1,027,161	2,290	1,024,871			37,100	34,810			

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1土木総務費	120,923	653	121,576				653	2給料	107	職員人件費	653
								3職員手当等	459	職員給	107
								4共済費	87	期末手当	24
										勤勉手当	435
										職員共済組合負担金	87
計	120,923	653	121,576				653				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1道路維持費	237,700	5,100	232,600	22,275	14,900		2,275	15工事請負費	5,100	道路維持補修事業	4,000
										工事請負費	4,000
										歩行者安全対策事業	1,100
										工事請負費	1,100
2道路建設改良費	404,202	0	404,202		177,700		177,700			(財源更正)	
計	713,902	5,100	708,802	22,275	162,800		179,975				

(款) 8 土木費

(項) 3 都市計画費

1都市計画総務費	792,597	86,643	705,954				86,643	2給料	69	職員人件費	444
										職員給	69
								3職員手当等	315	期末手当	16
										勤勉手当	299
								4共済費	60	職員共済組合負担金	60
								28繰出金	87,087	公共下水道事業特別会計繰出金	83,559
										他会計繰出金	83,559

(款) 8 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									区画整理事業特別会計繰出金 他会計繰出金	3,528 3,528	
3公園費	162,172	48,380	113,792	19,000		14,000	15,380	15工事請負費	48,380	お丸山公園等再生計画事業 工事請負費 鬼怒川河川公園管理事業 工事請負費 都市公園管理事業 工事請負費	9,900 9,900 12,480 12,480 26,000 26,000
計	956,625	135,023	821,602	19,000		14,000	102,023				

(款) 8 土木費

(項) 4 住宅費

1住宅管理費	21,966	0	21,966			7,000	7,000			(財源更正)	
2住宅建設費	39,443	144	39,587		15,700		15,844	2給料	16	職員人件費	144
								3職員手当等	107	職員給	16
								4共済費	21	期末手当	4
										勤勉手当	103
										職員共済組合負担金	21
計	61,730	144	61,874		15,700	7,000	22,844				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2事務局費	457,697	1,296	458,993				1,296	2給料	70	職員人件費	588
								3職員手当等	435	職員給	70
								4共済費	83	期末手当	16
										勤勉手当	419
										職員共済組合負担金	83

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

								19負担金、補助 及び交付金	708	小中学校特別活動補助事業 補助金	708 708
計	465,950	1,296	467,246				1,296				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1学校管理 費	202,622	43	202,665				43	2給料	12	職員人件費	43
								3職員手当等	26	職員給 期末手当 勤勉手当	12 3 23
								4共済費	5	職員共済組合負担金	5
2教育振興 費	95,361	6,261	89,100				6,261	14使用料及び 賃借料	6,261	小学校情報教育推進事業 賃借料	6,261 6,261
計	297,983	6,218	291,765				6,218				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1学校管理 費	117,540	37	117,577				37	3職員手当等	31	職員人件費	37
								4共済費	6	勤勉手当 職員共済組合負担金	31 6
計	149,066	37	149,103				37				

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1社会教育 総務費	113,468	652	114,120				652	2給料	82	職員人件費	652
								3職員手当等	479	職員給 期末手当 勤勉手当	82 19 460
								4共済費	91	職員共済組合負担金	91
3文化財保 護費	26,965	4,763	22,202			1,200	3,563	15工事請負費	4,763	瀧澤家住宅保存事業 工事請負費	4,763 4,763

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6公民館費	68,163	168	68,331				168	2給料	26	職員人件費	168
								3職員手当等	119	職員給	26
								4共済費	23	期末手当	6
										勤勉手当	113
										職員共済組合負担金	23
7図書館費	148,629	0	148,629		36,400	13,800	50,200			(財源更正)	
8博物館費	95,447	297	95,744				297	2給料	47	職員人件費	297
								3職員手当等	210	職員給	47
								4共済費	40	期末手当	10
										勤勉手当	200
										職員共済組合負担金	40
計	470,555	3,646	466,909		36,400	15,000	47,754				

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

1体育総務費	99,188	431	99,619				431	2給料	57	職員人件費	431
								3職員手当等	314	職員給	57
								4共済費	60	期末手当	13
										勤勉手当	301
										職員共済組合負担金	60
2体育施設費	261,169	18,000	243,169			10,900	7,100	15工事請負費	18,000	喜連川高校跡地管理及び整備事業	18,000
										工事請負費	18,000
3学校給食費	78,867	253	79,120				253	2給料	33	職員人件費	253
								3職員手当等	185	職員給	33
								4共済費	35	期末手当	7
										勤勉手当	178
										職員共済組合負担金	35

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

計	439,224	17,316	421,908			10,900	6,416			
---	---------	--------	---------	--	--	--------	-------	--	--	--

(款) 12 公債費

(項) 1 公債費

2利子	173,378	60,000	113,378				60,000	23償還金、利子 及び割引料	60,000	市債償還利子 利子及び割引料	60,000	60,000
計	1,794,378	60,000	1,734,378				60,000					60,000

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	その他の手当				計
補正後	長 等	1		10,800	2,849 (3.25)			11	13,660	2,214	15,874	
	議 員	18	74,100		22,724 (3.25)				96,824	29,156	125,980	
	その他の 特別職	1,660	189,316						189,316		189,316	
	計	1,679	263,416	10,800	25,573			11	299,800	31,370	331,170	
補正前	長 等	1		10,800	2,783 (3.20)			11	13,594	2,201	15,795	
	議 員	18	74,100		22,724 (3.20)				96,824	29,156	125,980	
	その他の 特別職	1,661	192,636						192,636		192,636	
	計	1,680	266,736	10,800	25,507			11	303,054	31,357	334,411	
比 較	長 等	0		0	66			0	66	13	79	
	議 員	0	0		0				0	0	0	
	その他の 特別職	△ 1	△ 3,320						△ 3,320		△ 3,320	
	計	△ 1	△ 3,320	0	66			0	△ 3,254	13	△ 3,241	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(4) 305		1,078,777	640,360	1,719,137	346,209	2,065,346	
補 正 前	(4) 305		1,076,605	630,124	1,706,729	344,258	2,050,987	
比 較	() 0		2,172	10,236	12,408	1,951	14,359	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	23,346	17,071	18,031	802	119,438	2,265	31,914
	補正前	23,346	17,071	18,031	802	119,438	2,265	31,914
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	243,731	165,146	18,000	0	616		
	補正前	243,239	155,402	18,000	0	616		
	比 較	492	9,744	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,172	給与改定に伴う増減分	2,172	給料表の改定 0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	10,236	制度改正に伴う増減分	10,236	期末手当分 492 勤勉手当分 9,744	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成29年4月1日現在	平均給料月額 (円)	295,255	278,292	
	平均給与月額 (円)	361,460	305,128	
	平均年齢 (歳)	39.7	53.5	

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	(1.05)	(1.20)	(2.25)	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 2 「イ 期末手当・勤勉手当」の（ ）内には再任用職員の標準的な支給率を記載すること。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,154,509	15,768,681	1,125,500	1,564,104	15,330,077
(1) 総務	6,070,330	5,888,816	669,100	646,914	5,911,002
(2) 民生	763,359	679,016	0	95,161	583,855
(3) 衛生	178,726	226,589	96,900	13,587	309,902
(4) 農林水産	619,971	1,023,167	0	115,287	907,880
(5) 商工	1,599	387	0	385	2
(6) 土木	3,682,159	3,546,984	173,200	383,550	3,336,634
(7) 消防	703,106	700,059	73,500	44,232	729,327
(8) 教育	3,135,259	3,703,663	112,800	264,988	3,551,475
2 災害復旧費	3,395	5,356	0	442	4,914
(1) 公共土木施設	2,395	1,956	0	442	1,514
(2) 農林水産業施設	1,000	3,400	0	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,157,904	15,774,037	1,125,500	1,564,546	15,334,991

議案第 22 号

平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 3,904 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,631 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財 産 収 入		213,840	103,619	110,221
	1 財 産 売 払 収 入	213,840	103,619	110,221
3 繰 入 金		165,022	3,528	161,494
	1 他 会 計 繰 入 金	165,022	3,528	161,494
4 繰 越 金		40,000	68,005	108,005
	1 繰 越 金	40,000	68,005	108,005
6 市 債		176,400	99,900	76,500
	1 市 債	176,400	99,900	76,500
歳 入	合 計	595,352	139,042	456,310

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		429,375	139,042	290,333
	1 土地区画整理事業費	429,375	139,042	290,333
歳 出	合 計	595,352	139,042	456,310

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	上阿久津台地土地区画整理事業	61,441

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上阿久津台地土地区画整理事業費	千円 176,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利率 とする。)	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するものによ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を延 長し、短縮し、若し くは繰上償還、又は 借換えすることがで きる。	千円 76,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

平成29年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 財産収入	213,840	103,619	110,221
3 繰入金	165,022	3,528	161,494
4 繰越金	40,000	68,005	108,005
6 市債	176,400	99,900	76,500
歳入合計	595,352	139,042	456,310

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 土地区画整理事業費	429,375	139,042	290,333		99,900	103,619	64,477
歳出合計	595,352	139,042	456,310		99,900	103,619	64,477

2 歳 入

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産売却収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不動産売却収入	213,840	103,619	110,221	1 保留地処分収入	103,619	保留地処分収入 103,619
計	213,840	103,619	110,221			

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	165,022	3,528	161,494	1 一般会計繰入金	3,528	一般会計繰入金 3,528
計	165,022	3,528	161,494			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	40,000	68,005	108,005	1 繰越金	68,005	前年度繰越金 68,005
計	40,000	68,005	108,005			

(款) 6 市債

(項) 1 市債

1 土木債	176,400	99,900	76,500	1 土地区画整理事業債	99,900	上阿久津台地土地区画整理事業費 99,900
計	176,400	99,900	76,500			

3 歳 出

(款) 1 土地区画整理事業費

(項) 1 土地区画整理事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1一般管理 費	39,953	183	40,136				183	2給 料	34	職員人件費 職員給 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 負担金	183 34 8 110 23 8
								3職員手当等	118		
								4共 済 費	23		
								19負担金、補助 及び交付金	8		
2事業費	389,422	139,225	250,197		99,900	103,619	64,294	13委 託 料	59,000	上阿久津台地土地区画整理事業 業務委託料 工事請負費 補償金	139,225 59,000 20,225 60,000
								15工事請負費	20,225		
								22補償、補填 及び賠償金	60,000		
計	429,375	139,042	290,333		99,900	103,619	64,477				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(0) 4		12,123	5,561	17,684	3,511	21,195	
補 正 前	(0) 4		12,089	5,443	17,532	3,488	21,020	
比 較	() 0		34	118	152	23	175	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	0	24	0	48	1,200	0	0
	補正前	0	24	0	48	1,200	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	2,569	1,720	0	0	0		
	補正前	2,561	1,610	0	0	0		
	比 較	8	110	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	34	給与改定に伴う増減分	34	給料表の改定 0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	118	制度改正に伴う増減分	118	期末手当分 8 勤勉手当分 110	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成29年4月1日現在	平均給料月額 (円)	251,850		
	平均給与月額 (円)	257,235		
	平均年齢 (歳)	32.1		

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	(1.05)	(1.20)	(2.25)	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 2 「イ 期末手当・勤勉手当」の（ ）内には再任用職員の標準的な支給率を記載すること。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A + B - C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
上阿久津台地土地区画整理事業費	2,034,289	1,964,058	76,500	139,513	1,901,045

議案第 23 号

平成 29 年度 さくら市 公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度 さくら市の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 344 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 3,947 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		16,291	7,901	24,192
	1 負担金	16,291	7,901	24,192
4 繰入金		562,650	83,559	479,091
	1 一般会計繰入金	562,650	83,559	479,091
5 繰越金		40,000	72,212	112,212
	1 繰越金	40,000	72,212	112,212
歳入	合計	1,242,918	3,446	1,239,472

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道管理費		369,725	450	370,175
	1 総務管理費	108,505	450	108,955
2 下水道建設費		412,446	0	412,446
	1 下水道建設費	412,446	0	412,446
3 公債費		460,447	3,896	456,551
	1 公債費	460,447	3,896	456,551
歳 出	合 計	1,242,918	3,446	1,239,472

平成29年度さくら市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	16,291	7,901	24,192
4 繰入金	562,650	83,559	479,091
5 繰越金	40,000	72,212	112,212
歳入合計	1,242,918	3,446	1,239,472

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 下水道管理費	369,725	450	370,175				450
2 下水道建設費	412,446	0	412,446			7,901	7,901
3 公債費	460,447	3,896	456,551				3,896
歳出合計	1,242,918	3,446	1,239,472			7,901	11,347

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道負担金	16,291	7,901	24,192	1 受益者負担金	7,901	現年分 7,901
計	16,291	7,901	24,192			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	562,650	83,559	479,091	1 一般会計繰入金	83,559	一般会計繰入金 83,559
計	562,650	83,559	479,091			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	40,000	72,212	112,212	1 繰越金	72,212	前年度繰越金 72,212
計	40,000	72,212	112,212			

3 歳 出

(款) 1 下水道管理費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1一般管理費	108,505	450	108,955				450	2給料	40	職員人件費 職員給 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金 負担金	450	
								3職員手当等	352		40	
								4共済費	48		100	
								19負担金、補助及び交付金	10		9	
計	108,505	450	108,955				450			243	48	10

(款) 2 下水道建設費

(項) 1 下水道建設費

1下水道建設費	412,446	0	412,446			7,901	7,901			(財源更正)
計	412,446	0	412,446			7,901	7,901			

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

2利子	117,766	3,896	113,870				3,896	23償還金、利子及び割引料	3,896	市債償還利子 利子及び割引料	3,896 3,896
計	460,447	3,896	456,551				3,896				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(0) 7		26,413	15,902	42,315	8,900	51,215	
補 正 前	(0) 7		26,373	15,550	41,923	8,852	50,775	
比 較	() 0		40	352	392	48	440	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	888	586	846	0	2,100	0	1,029
	補正前	888	586	846	0	2,000	0	1,029
	比 較	0	0	0	0	100	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	6,147	4,306	0	0	0		
	補正前	6,138	4,063	0	0	0		
	比 較	9	243	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	40	給与改定に伴う増減分	40	給料表の改定 0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	352	制度改正に伴う増減分	252	期末手当分 9 勤勉手当分 243	
		その他の増減分	100		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成29年4月1日現在	平均給料月額 (円)	313,957		
	平均給与月額 (円)	394,801		
	平均年齢 (歳)	41.0		

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	(1.05)	(1.20)	(2.25)	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 2 「イ 期末手当・勤勉手当」の（ ）内には再任用職員の標準的な支給率を記載すること。

議案第 24 号

平成 29 年度 さくら市 農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度 さくら市の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花塚 隆志

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		36,098	2,925	33,173
	1 他 会 計 繰 入 金	36,098	2,925	33,173
4 繰 越 金		1,000	2,925	3,925
	1 繰 越 金	1,000	2,925	3,925
歳 入	合 計	49,405	0	49,405

平成29年度さくら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	36,098	2,925	33,173
4 繰越金	1,000	2,925	3,925
歳入合計	49,405	0	49,405

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	36,098	2,925	33,173	1 一般会計繰入金	2,925	一般会計繰入金 2,925
計	36,098	2,925	33,173			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,000	2,925	3,925	1 繰越金	2,925	前年度繰越金 2,925
計	1,000	2,925	3,925			

議案第 25 号

平成 29 年度 さくら市 国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度 さくら市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,558 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 4,379 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国 庫 支 出 金		1,140,298	22	1,140,320
	2 国 庫 補 助 金	276,577	22	276,599
11 繰 入 金		267,428	8,735	258,693
	1 他 会 計 繰 入 金	267,427	8,735	258,692
12 繰 越 金		1,001	404,299	405,300
	1 繰 越 金	1,001	404,299	405,300
歳 入	合 計	5,048,213	395,586	5,443,799

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,828	0	23,828
	1 総務管理費	17,834	0	17,834
2 保険給付費		2,901,141	257,187	3,158,328
	1 療養諸費	2,530,707	222,330	2,753,037
	2 高額療養費	347,659	34,857	382,516
7 保健事業費		30,784	1,000	31,784
	2 保健事業費	7,986	1,000	8,986
8 基金積立金		5	122,664	122,669
	1 基金積立金	5	122,664	122,669
10 諸支出金		7,887	14,735	22,622
	1 償還金及び還付加算金	7,887	14,735	22,622
歳出	合計	5,048,213	395,586	5,443,799

平成29年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	1,140,298	22	1,140,320
11 繰入金	267,428	8,735	258,693
12 繰越金	1,001	404,299	405,300
歳入合計	5,048,213	395,586	5,443,799

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	23,828	0	23,828	22			22
2 保険給付費	2,901,141	257,187	3,158,328				257,187
7 保健事業費	30,784	1,000	31,784				1,000
8 基金積立金	5	122,664	122,669				122,664
10 諸支出金	7,887	14,735	22,622				14,735
歳出合計	5,048,213	395,586	5,443,799	22			395,564

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 システム開発費等補助金	3,002	22	3,024	1 システム開発費等補助金	22	システム開発費等補助金 22
計	276,577	22	276,599			

(款) 11 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	267,427	8,735	258,692	1 保険基盤安定繰入金	8,071	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 5,391 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 2,680
				4 その他繰入金	664	職員給与費等繰入金 454 療養給付費負担金減額分繰入金 210
計	267,427	8,735	258,692			

(款) 12 繰越金

(項) 1 繰越金

2 その他繰越金	1,000	404,299	405,299	1 繰越金	404,299	前年度繰越金 404,299
計	1,001	404,299	405,300			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	16,514	0	16,514	22			22		(財源更正)	
計	17,834	0	17,834	22			22			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1一般被保険者療養給付費	2,418,655	222,330	2,640,985				222,330	19負担金、補助及び交付金	222,330	一般被保険者療養給付費負担金	222,330 222,330
計	2,530,707	222,330	2,753,037				222,330				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1一般被保険者高額療養費	336,562	34,857	371,419				34,857	19負担金、補助及び交付金	34,857	一般被保険者高額療養費負担金	34,857 34,857
計	347,659	34,857	382,516				34,857				

(款) 7 保健事業費

(項) 2 保健事業費

2疾病予防費	7,000	1,000	8,000				1,000	19負担金、補助及び交付金	1,000	人間ドック補助事業補助金	1,000 1,000
計	7,986	1,000	8,986				1,000				

(款) 8 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1財政調整基金積立金	5	122,664	122,669				122,664	25積立金	122,664	国民健康保険財政調整基金積立金 基金積立金	122,664 122,664
------------	---	---------	---------	--	--	--	---------	-------	---------	--------------------------	--------------------

(款) 8 基金積立金

(項) 1 基金積立金

計	5	122,664	122,669				122,664			
---	---	---------	---------	--	--	--	---------	--	--	--

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3療養給付費負担金返還金	1,000	14,457	15,457				14,457	23償還金、利子及び割引料	14,457	療養給付費等負担金返還金償還金	14,457	14,457
7特定健診等負担金返還金	2	222	224				222	23償還金、利子及び割引料	222	特定健診等負担金返還金償還金	222	222
10調整交付金返還金(国庫)	0	56	56				56	23償還金、利子及び割引料	56	調整交付金返還金(国庫)償還金	56	56
計	7,887	14,735	22,622				14,735					

議案第 26 号

平成 29 年度 さくら市 後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度 さくら市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,153 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 324 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		265,943	24,875	290,818
	1 後期高齢者医療保険料	265,943	24,875	290,818
4 繰越金		1	6,660	6,661
	1 繰越金	1	6,660	6,661
歳入	合計	371,705	31,535	403,240

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		354,818	26,771	381,589
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	354,818	26,771	381,589
4 諸 支 出 金		751	4,764	5,515
	2 繰 出 金	1	4,764	4,765
歳 出	合 計	371,705	31,535	403,240

平成29年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	265,943	24,875	290,818
4 繰越金	1	6,660	6,661
歳入合計	371,705	31,535	403,240

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	354,818	26,771	381,589				26,771
4 諸 支 出 金	751	4,764	5,515				4,764
歳 出 合 計	371,705	31,535	403,240				31,535

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	180,879	21,299	202,178	1 特別徴収保険料	21,299	特別徴収保険料 21,299
2 普通徴収保険料	85,064	3,576	88,640	1 普通徴収保険料 (現年度分)	3,576	普通徴収保険料 (現年度分) 3,576
計	265,943	24,875	290,818			

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	6,660	6,661	1 繰越金	6,660	前年度繰越金 6,660
計	1	6,660	6,661			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1後期高齢者医療広域連合納付金	354,818	26,771	381,589				26,771	19負担金、補助及び交付金	26,771	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金	26,771 26,771
計	354,818	26,771	381,589				26,771				

(款) 4 諸支出金

(項) 2 繰出金

1他会計繰出金	1	4,764	4,765				4,764	28繰 出 金	4,764	他会計繰出金 他会計繰出金	4,764 4,764
計	1	4,764	4,765				4,764				

議案第 27 号

平成 29 年度 さくら市 介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度 さくら市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,517 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 2,668 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 2 月 22 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		649,596	24,793	674,389
	1 国 庫 負 担 金	490,411	20,924	511,335
	2 国 庫 補 助 金	159,185	3,869	163,054
4 支 払 基 金 交 付 金		761,886	18,900	780,786
	1 支 払 基 金 交 付 金	761,886	18,900	780,786
5 県 支 出 金		393,032	14,801	407,833
	1 県 負 担 金	380,872	14,801	395,673
6 財 産 収 入		1	15	16
	1 財 産 運 用 収 入	1	15	16
8 繰 入 金		433,880	9,511	443,391
	1 一 般 会 計 繰 入 金	433,879	9,511	443,390
9 繰 越 金		1	107,151	107,152
	1 繰 越 金	1	107,151	107,152
歳 入	合 計	2,851,514	175,171	3,026,685

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		83,067	1,567	84,634
	1 総務管理費	48,146	1,567	49,713
2 保険給付費		2,680,865	147,951	2,828,816
	1 介護サービス等諸費	2,447,275	147,951	2,595,226
5 基金積立金		8,841	16	8,857
	1 基金積立金	8,841	16	8,857
6 諸支出金		950	25,637	26,587
	1 償還金及び還付加算金	950	25,637	26,587
歳出	合計	2,851,514	175,171	3,026,685

平成29年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	649,596	24,793	674,389
4 支払基金交付金	761,886	18,900	780,786
5 県支出金	393,032	14,801	407,833
6 財産収入	1	15	16
8 繰入金	433,880	9,511	443,391
9 繰越金	1	107,151	107,152
歳入合計	2,851,514	175,171	3,026,685

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	83,067	1,567	84,634	494			1,073	
2 保険給付費	2,680,865	147,951	2,828,816	39,100		18,900	89,951	
5 基金積立金	8,841	16	8,857				16	
6 諸支出金	950	25,637	26,587				25,637	
歳出合計	2,851,514	175,171	3,026,685	39,594		18,900	116,677	

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	490,411	20,924	511,335	1 現年度分	13,500	介護給付費国庫負担金 13,500
				2 過年度分	7,424	介護給付費国庫負担金 7,424
計	490,411	20,924	511,335			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	136,052	3,375	139,427	1 現年度分	3,375	調整交付金国庫補助金 3,375
4 事務費交付金	816	494	1,310	1 現年度分	494	事務費交付金国庫補助金 494
計	159,185	3,869	163,054			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	750,640	18,900	769,540	1 現年度分	18,900	介護給付費交付金 18,900
計	761,886	18,900	780,786			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	380,872	14,801	395,673	1 現年度分	8,437	介護給付費県負担金 8,437
				2 過年度分	6,364	介護給付費県負担金 6,364
計	380,872	14,801	395,673			

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	1	15	16	1 利子及び配当金	15	介護給付費準備基金利子 15
計	1	15	16			

(款) 8 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	335,109	8,438	343,547	1 現年度分	8,438	介護給付費繰入金	8,438
4 その他一般会計繰入金	83,105	1,073	84,178	1 職員給与等繰入金	271	職員給与等繰入金	271
				2 事務費繰入金	802	事務費繰入金	802
計	433,879	9,511	443,390				

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	107,151	107,152	1 繰越金	107,151	前年度繰越金	107,151
計	1	107,151	107,152				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1一般管理費	48,146	1,567	49,713	494			1,073	2給料	36	職員人件費 271 職員給 36 期末手当 8 勤勉手当 183 職員共済組合負担金 36 負担金 8 介護保険事務 1,296 業務委託料 1,296
								3職員手当等	191	
								4共済費	36	
								13委託料	1,296	
								19負担金、補助及び交付金	8	
計	48,146	1,567	49,713	494			1,073			

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

1居宅介護サービス給付費	976,999	147,951	1,124,950	39,100		18,900	89,951	19負担金、補助及び交付金	147,951	居宅介護サービス給付費負担金 147,951
計	2,447,275	147,951	2,595,226	39,100		18,900	89,951			

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1介護給付費準備基金積立金	8,841	16	8,857				16	25積立金	16	基金積立金 16 基金積立金 16
計	8,841	16	8,857				16			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2介護給付費返還金	7	25,637	25,644				25,637	23償還金、利子及び割引料	1,048	介護給付費等返還金 25,637 償還金 1,048
-----------	---	--------	--------	--	--	--	--------	---------------	-------	-------------------------------

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

								28 繰 出 金	24,589	他会計繰出金	24,589
計	950	25,637	26,587				25,637				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(0) 6		20,292	12,883	33,175	6,481	39,656	
補 正 前	(0) 6		20,256	12,692	32,948	6,445	39,393	
比 較	() 0		36	191	227	36	263	

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	312	195	0	15	4,750	0	0
	補正前	312	195	0	15	4,750	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	4,576	3,035	0	0	0		
	補正前	4,568	2,852	0	0	0		
	比 較	8	183	0	0	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	36	給与改定に伴う増減分	36	給料表の改定 0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	191	制度改正に伴う増減分	191	期末手当分 8 勤勉手当分 183	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成29年4月1日現在	平均給料月額 (円)	302,550		
	平均給与月額 (円)	348,960		
	平均年齢 (歳)	43.1		

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	(1.05)	(1.20)	(2.25)	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 2 「イ 期末手当・勤勉手当」の（ ）内には再任用職員の標準的な支給率を記載すること。

議案第28号

平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成29年度さくら市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度さくら市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	850,494千円	△9,115千円	841,379千円
第2項 営業外収益	100,991千円	△9,115千円	91,876千円
支 出			
第1款 水道事業費用	776,596千円	15,361千円	791,957千円
第1項 営業費用	678,340千円	361千円	678,701千円
第2項 営業外費用	97,251千円	15,000千円	112,251千円

（資本的収入及び支出）

第3条 平成29年度さくら市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額514,337千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額540,559千円」に、「当年度分損益勘定留保資金331,658千円」を「当年度分損益勘定留保資金357,880千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,081,474千円	26,222千円	1,107,696千円
第1項 建設改良費	800,437千円	150千円	800,587千円
第2項 企業債償還金	281,037千円	26,072千円	307,109千円

平成30年2月22日提出

さくら市長 花塚 隆志

平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

- 1 平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
- 2 平成29年度さくら市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
- 3 補正予算給与費明細書
- 4 平成29年度さくら市水道事業会計予定貸借対照表
- 5 平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）明細書

平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			850,494	△9,115	841,379	
	2. 営業外収益		100,991	△9,115	91,876	
		4. 消費税及び地方消費税還付金		9,115	△9,115	0

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1. 水道事業費用			776,596	15,361	791,957		
	1. 営業費用		678,340	361	678,701		
		1. 原水及び浄水費		114,160	195	114,355	
		2. 配水及び給水費		84,318	117	84,435	
		5. 総係費		23,954	49	24,003	
	2. 営業外費用			97,251	15,000	112,251	
3. 消費税及び地方消費税			0	15,000	15,000		

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,081,474	26,222	1,107,696	
	1. 建設改良費		800,437	150	800,587	
		1. 事務費		21,290	150	21,440
	2. 企業債償還金			281,037	26,072	307,109
1. 企業債償還金			281,037	26,072	307,109	

平成29年度さくら市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで)

(単位：円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	14,995,246
減価償却費	408,677,886
減損損失	0
賞与引当金の増減額(減少△)	1,603,764
貸倒引当金の増減額(減少△)	△1,939,051
長期前受金戻入	△15,342,393
受取利息及び受取配当金	△243,000
支払利息	97,249,000
有形固定資産売却損益(益△)	△1,000
資産減耗費	0
未収金の増減額(増加△)	170,278
未払金の増減額(減少△)	△10,029,502
たな卸資産の増減額(増加△)	0
前払金の増減額(増加△)	0
預り金の増減額(減少△)	△490,000
仮払消費税の増減額(増加△)	0
仮受消費税の増減額(減少△)	0
小計	494,651,228
利息及び配当金の受取額	243,000
利息の支払額	<u>△97,249,000</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	397,645,228

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△742,682,984
有形固定資産の売却による収入	1,000
有形固定資産の除却による支出	0
国庫補助金等による収入	92,521,000
工事負担金による収入	32,000,000
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>28,700,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△589,460,984
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△281,037,000
他会計からの出資による収入	<u>113,917,489</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	132,880,489
資金に係る換算差額	0
資金増加額（又は減少額）	△ 58,935,267
資金期首残高	<u>1,974,777,413</u>
資金期末残高	1,915,842,146

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

(1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計	備 考
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	賃 金	職員手当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員		(0) 5		19,812		13,213	33,025	6,742	39,767	
	資本勘定支弁職員		(0) 3		10,431		5,571	16,002	3,157	19,159	
	合 計		(0) 8		30,243		18,784	49,027	9,899	58,926	
補 正 前	損益勘定支弁職員		(0) 5		19,775		13,018	32,793	6,623	39,416	
	資本勘定支弁職員		(0) 3		10,408		5,469	15,877	3,137	19,014	
	合 計		(0) 8		30,183		18,487	48,670	9,760	58,430	
比 較	損益勘定支弁職員		(0) 0		37		195	232	119	351	
	資本勘定支弁職員		(0) 0		23		102	125	20	145	
	合 計		(0) 0		60		297	357	139	496	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当
	補正後	1,476	807	567	32	2,000	0	1,125
	補正前	1,476	807	567	32	2,000	0	1,125
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任手当	管理職特別 勤務手当		
	補正後	7,156	4,821	800	0	0		
	補正前	7,140	4,540	800	0	0		
	比 較	16	281	0	0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	60	給与改定に伴う増減分	60	給料表の改定 0.2%	
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	297	制度改正に伴う増減分	297	期末手当分 16 勤勉手当分 281	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職	そ の 他
平成29年4月1日現在	平均給料月額 (円)	314,388		
	平均給与月額 (円)	377,079		
	平均年齢 (歳)	40.8		

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		
補正前	(1.05)	(1.20)	(2.25)	有	
	2.075	2.225	4.30		
国の制度	(1.05)	(1.25)	(2.30)	有	
	2.075	2.325	4.40		

- 備考 1 「ア 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
 2 「イ 期末手当・勤勉手当」の（ ）内には再任用職員の標準的な支給率を記載すること。

平成29年度さくら市水道事業会計予定貸借対照表

(平成30年 3月31日)

(単位：円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		540,154,151	
ロ 建物	279,234,775		
減価償却累計額	<u>△139,936,023</u>	139,298,752	
ハ 構築物	15,546,876,216		
減価償却累計額	<u>△6,181,386,108</u>	9,365,490,108	
ニ 機械及び装置	1,748,783,230		
減価償却累計額	<u>△1,240,187,229</u>	508,596,001	
ホ 車両運搬具	4,629,038		
減価償却累計額	<u>△2,861,928</u>	1,767,110	
ヘ 工具器具及び備品	2,879,496		
減価償却累計額	<u>△2,728,647</u>	150,849	
ト 建設仮勘定		<u>28,242,648</u>	
有形固定資産合計			10,583,699,619

(2) 無形固定資産

イ 水利権		<u>707,125,234</u>	
無形固定資産合計			<u>707,125,234</u>

固定資産合計

11,290,824,853

2 流動資産

(1) 現金・預金			1,915,842,146
(2) 未収金		45,957,959	
貸倒引当金		<u>△452,653</u>	46,410,612
(3) 貯蔵品			11,679,197
(4) 前払金			0
(5) その他流動資産			<u>9,256,563</u>

流動資産合計

1,983,188,518

資産合計

13,274,013,371

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		<u>5,177,557,144</u>	
固定負債合計			5,177,557,144
4 流動負債			
(1) 企業債		276,547,957	
(2) 未払金		7,813,364	
(3) 前受金		31,000,000	
(4) 引当金		6,005,406	
(5) その他流動負債		<u>41,688,393</u>	
流動負債合計			363,055,120
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		958,720,815	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△385,094,990</u>	
繰延収益合計			<u>573,625,825</u>
負債合計			6,114,238,089

資本の部

6 資本金			
(1) 資本金		<u>3,276,851,845</u>	
資本金合計			3,276,851,845
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	364,297,812		
ロ 工事負担金	915,302,589		
ハ 受贈財産評価額	700,921,396		
ニ 寄附金	40,000,000		
ホ その他資本剰余金	65,212,640		
資本剰余金合計		2,085,734,437	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	225,364,868		
ロ 建設改良積立金	1,068,555,534		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>503,268,598</u>		
利益剰余金合計		<u>1,797,189,000</u>	
剰余金合計			<u>3,882,923,437</u>
資本合計			<u>7,159,775,282</u>
負債・資本合計			<u>13,274,013,371</u>

平成29年度さくら市水道事業会計補正予算（第2号）明細書

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1.	水道事業収益		850,494	△9,115	841,379			
	2.	営業外収益	100,991	△9,115	91,876			
		4. 消費税及び地方消費税還付金	9,115	△9,115	0	1.	△9,115	消費税及び地方消費税還付金

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1.	水道事業費用		776,596	15,361	791,957			
	1.	営業費用	678,340	361	678,701			
		1. 原水及び浄水費	114,160	195	114,355	1.	15	人事院勧告に基づく給与改定により
						2.	80	手当
						4.	96	法定福利費
						5.	4	退職手当組合負担金
		2. 配水及び給水費	84,318	117	84,435	1.	10	給料
						2.	87	手当
						4.	17	法定福利費
						5.	3	退職手当組合負担金
		5. 総係費	23,954	49	24,003	1.	12	給料
						2.	28	手当
						4.	6	法定福利費
						5.	3	退職手当組合負担金
	2.	営業外費用	97,251	15,000	112,251			
		3. 消費税及び地方消費税	0	15,000	15,000	1.	15,000	消費税及び地方消費税

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1.	資本的支出		1,081,474	26,222	1,107,696			
	1.	建設改良費	800,437	150	800,587			
		1. 事務費	21,290	150	21,440	1. 給料	23	人事院勧告に基づく給与改定により
						2. 手当	102	
						4. 法定福利費	20	
						5. 退職手当組合負担金	5	
	2.	企業債償還金	281,037	26,072	307,109			
		1. 企業債償還金	281,037	26,072	307,109	8. 繰上償還金	26,072	平成16年度財政融資資金借入額385,000,000円に対する繰り上げ償還額